

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1063号)

平成24年9月13日

横情審答申第1063号

平成24年9月13日

公立大学法人横浜市立大学

理事長 本多 常高 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく

諮問について（答申）

平成23年9月15日セ総第189号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「特定個人のカルテ公開に関する父親からの病院長あて質問状に対する回答について（平成14年1月23日）」ほかの保有個人情報に係る個人情報開示決定、個人情報一部開示決定及び個人情報非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

公立大学法人横浜市立大学が、「特定個人のカルテ公開に関する父親からの病院長あて質問状に対する回答について（平成13年度大市医第260号）」ほか10件の別添1の1に示す個人情報を特定して開示とした決定、「平成16年8月11日付質問状について（平成16年度大市運第191号）」ほか4件の別添1の2に示す個人情報を特定して一部開示とした決定及び「（健福局健安部医安課が市大病院に）立ち入り検査事務の11項の内の6項～11項を内部調査指示し市大病院が実施した事務に同局側（都経局）が関与事務した上記のNO. 1、2、3の事務規則、規則に則った起案決定と決裁」ほか15件の別添1の3に示す個人情報を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、別添2に示す6項目（以下「本件請求項目」という。）の個人情報本人開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、公立大学法人横浜市立大学（以下「実施機関」という。）が平成23年3月18日付で行った「特定個人のカルテ公開に関する父親からの病院長あて質問状に対する回答について（平成13年度大市医第260号）」ほか10件の別添1の1に示す個人情報（以下「個人情報1」という。）の開示決定（以下「処分1」という。）、「平成16年8月11日付質問状について（平成16年度大市運第191号）」ほか4件の別添1の2に示す個人情報（以下「個人情報2」という。）の一部開示決定（以下「処分2」という。）及び「（健福局健安部医安課が市大病院に）立ち入り検査事務の11項の内の6項～11項を内部調査指示し市大病院が実施した事務に同局側（都経局）が関与事務した上記のNO. 1、2、3の事務規則、規則に則った起案決定と決裁」ほか15件の別添1の3に示す個人情報（以下「個人情報3」という。個人情報1、個人情報2及び個人情報3を総称して以下「本件個人情報」という。）の非開示決定（以下「処分3」という。処分1、処分2及び処分3を総称して以下「本件処分」という。）の取消しを求めるといふものである。

3 実施機関の処分理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件個人情報を特定し、本件処分を行った理由は、次のように要約される。

(1) 個人情報 1 及び個人情報 2 の特定について

ア 本件請求に関して、横浜市立大学医学部附属市民総合医療センター（当時。現在の公立大学法人横浜市立大学附属市民総合医療センター。以下「センター病院」という。）が横浜市の関係部署から受領した文書及びセンター病院が作成した文書は、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書が全てであるため、これらを特定して開示又は一部開示とした。

イ 横浜市行政文書管理規則（平成12年 3 月横浜市規則第25号。以下「規則」という。）及び横浜市行政文書取扱規程（平成17年 3 月達第 1 号。以下「規程」という。）の定めるところの起案文書に記録された保有個人情報として、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書を特定した。

異議申立人（以下「申立人」という。）は、横浜市行政運営調整局総務部法制課（当時。現在の総務局総務部法制課）作成の文書事務の手引（研修編）（平成20年10月版。以下「手引」という。）を引用し、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書には、手引に基づく起案の要件である本体、案文及び資料がないと主張しているが、起案文書の構成は、あくまで原則であって、案件ごとに決裁権者の意思決定に必要な記述を行うとともに、資料を添付することとしている。

個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書については、本体、案文及び資料の全てを開示している。

(2) 個人情報 3 の不存在について

ア 本件請求に関して、センター病院が保有している個人情報は、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書が全てである。

イ 横浜市立大学の公立大学法人化前（平成16年度以前）の病院長及び管理部長の事務引継書並びに医療法（昭和23年法律第205号）に基づくセンター病院への立入検査に係る保有個人情報については、保存年限の経過により廃棄しているため、その存在が確認できなかった。

ウ 本件請求に係る上記以外の保有個人情報は、横浜市長が実施機関であるなど、センター病院以外の部署が保有すべきものであるか、センター病院が所管する場合であっても口頭により処理したため文書としては作成していない。

(3) 横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年 2 月横浜市条例第 6 号。以下「条例」という。）第22条第 3 号の該当性について

個人情報 2 に記録されている個人印の印影については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当する。

(4) 条例第22条第 4 号の該当性について

個人情報 2 に記録されている弁護士印の印影については、公にすると、偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから本号に該当する。

4 申立人の本件処分に対する意見

申立人が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件処分に対する意見は、次のとおり要約される。

- (1) 起案文書は、規則、規程、手引等の関係規定に基づき作成しなければならないが、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書には、手引に基づく起案の要件である本体、案文及び資料はない。実施機関からは、本件の事件・事案に係る問題について厳正な調査を実施したとの説明を受けたが、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書の内容からはその事実が確認できず、事務処理に不作為があったと考える。そのため、本件処分を取り消し、本件個人情報の全ての開示を求める。
- (2) センター病院は、平成12年度から本件の事件・事案に係る問題に関与している。センター病院長を含め関与した職員には、その責務として、コンプライアンス委員会への内部告発義務等が課されている。そのため、当該職員には、自主的に文書事務処理をすべき責務があつて、当該処理をした事実があるか否かの全ての文書の開示を求めている。
- (3) センター病院は、申立人から本件の事件・事案に関する告発文書、物証の多くを受領しているにもかかわらず、規則、規程、手引等の関係規定に基づく文書事務処理を怠っている。個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書は、起案用紙の本文、施行案を偽計、詐称等した虚偽文書である。
- (4) センター病院は、本件の事件・事案に係る問題に関して横浜市の立入検査を受け、その後も横浜市から 3 回の再調査を求められている。そのため、センター病院は、当該再調査に関して関係者との間で調査、聞き取り、協議等を行い、その議事について適切な文書事務処理を行うべきであつたが、本件処分では、その一部しか開示されておらず、起案の要件である本体、案文及び資料がない。
- (5) 個人情報 2 に記録されている個人印の印影及び弁護士印の印影については、非開示とする理由はないので開示を求める。

5 審査会の判断

(1) 本件請求の経緯について

当審査会は、本件請求に係る経緯について、次のとおり認定する。

ア 平成10年10月、申立人の子が交通事故により受傷し、センター病院に救急搬送され、救命救急センターでの治療を受けた。

イ 平成12年夏頃、申立人は、センター病院から入手した本件の診療録の内容について、事故発生状況等の記録に誤りがあるとし、センター病院に対して訂正を申し立てた。

その後も、申立人は、子の入院、治療等に関する家族への説明が十分ではない、本件の診療録の記載や綴り方が適切でないなどとしてセンター病院の対応に不満を申し立てるとともに、平成14年1月、要望・質問を取りまとめた質問状をセンター病院長あて提出した。

センター病院は、平成13年12月から平成14年2月にかけて、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

ウ 平成15年10月、申立人は、青葉消防署の救急隊等の関係者との間で話し合われた事故発生状況の事実確認を踏まえ、本件の診療録の訂正等について、横浜市長あて要請書を提出した。平成15年11月、センター病院は、搬送・受入に関する事実関係について、横浜市消防局からの通知に基づき当該診療録に訂正情報を追加した。

エ その後も、申立人は、センター病院により作成された保険会社への証明書に虚偽があったこと及びセンター病院による身体障害者診断書・意見書の記載拒否があったことなどを主張するとともに、これまでのセンター病院の対応に関し、質問文書を提出し、開示請求を行うなどした。

オ 平成17年5月、衛生局地域医療対策部医療安全課（当時。現在の健康福祉局健康安全部医療安全課。）及び南福祉保健センターが合同で医療法に基づくセンター病院への立入検査（以下「本件立入検査」という。）を実施した。

その後、申立人は、本件立入検査及びその検査結果に違法性があるとして質問文書を横浜市に提出した。横浜市からの依頼に基づきセンター病院は、この問題に対応するとともに文書により見解、方針等を回答した。

(2) 本件請求の趣旨について

ア 申立人は、本件の個人情報本人開示請求書の請求先を「横浜市公立大学法人横

浜市立大学同大学附属市民総合医療センター殿」と記載している。また、「1 本人開示請求に係る保有個人情報」欄に「別添付N01～N09」と記載し、別紙には、横浜市の文書事務について具体的な手続を示した手引の「(2)起案の構成」部分の写しを貼付し、「下記の取扱った事務処理に対する起案文書の「本体+案文+資料」の全てと正しい説明の情報開示を即急に求める」と記載した上で、本件請求項目について記載している。

また、申立人は、意見書等において、開示又は一部開示とされた個人情報1及び個人情報2の起案文書には、その本文及び施行案に事務処理に必要な記載がなく、参考とすべき関係資料も添付されていないとし、実施機関の文書事務処理が規則、規程、手引等の関係規定に則して不当であるなどと主張している。

イ これらのことからすると、本件請求の趣旨は、センター病院において関係規定に基づき作成あるいは添付されたと申立人が主張する文書及び資料の全ての開示を求めるというものである。

(3) 本件個人情報について

ア 個人情報1について

個人情報1は、本件請求に対し、実施機関が特定して開示とした起案文書であり、これらは本件請求項目の2の本文、3の本文、4のC、4のE、6の本文、6のA から6のA まで、6のA 及び6のBに対応している。

イ 個人情報2について

(ア) 個人情報2は、本件請求に対し、実施機関が特定して一部開示とした起案文書であり、これらは本件請求項目の2の本文、4のD、6の本文及び6のA から6のA までに対応している。

(イ) 実施機関は、個人情報2に記録された個人印の印影を条例第22条第3号に該当するとして、弁護士印の印影を条例第22条第4号に該当するとして、それぞれ非開示としている。

ウ 個人情報3について

(ア) 個人情報3は、本件請求項目の1本文、1のA 及びA 、4のA、4のB、4のD（個人情報2で特定した保有個人情報を除く。）、5の本文、5のA、6の本文（個人情報1及び個人情報2で特定した保有個人情報を除く。）、6のA から6のA まで（個人情報1及び個人情報2で特定した保有個人情報を除く。）、6のC並びに6のDに係る起案・供覧文書及びその関係資料並び

に關係職員の事務引継書である。

(イ) 実施機関は、個人情報3を保有していないとして、非開示としている。

(4) 個人情報1及び個人情報2の特定について

ア 実施機関は、本件請求に対し、センター病院が横浜市の關係部署から取得した文書及びセンター病院が作成した文書は、個人情報1及び個人情報2の起案文書以外は保有していないと主張しているため、当審査会では、平成24年5月31日に実施機関から事情聴取を行ったところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件処分に当たっては、これまでの申立人との対応の経緯を踏まえ、本件請求項目の内容の理解に努めることとし、また、その内容をできる限り広義に解釈し、対象保有個人情報が記録されている文書又は記録されていることを前提とした文書を特定した。センター病院が横浜市の關係部署から受領し、又はセンター病院が作成した起案・供覧文書及びその添付資料は、保有しているものを全て特定して開示又は一部開示した。

個人情報1及び個人情報2の起案文書には、本文の記載がないもの、添付資料がないものが散見されるが、起案文書の構成はあくまで原則であり、案件ごとに決裁権者の判断を仰ぐために必要十分な記述、資料を添付することとしており、今回特定した文書もそのように作成した。

(イ) 本件の問題を所管する職員の仕事引継は、本件処分により開示又は一部開示した文書を用いて又は口頭で行っており、仕事引継書は作成していない。

(ウ) 医療法に基づく立入検査業務は、平成17年当時、区福祉保健センターが所管していた。センター病院は、申立人からの申入れ等に基づく本件立入検査を受けている。その際は検査結果通知を取得し、關係書類とともに課内で供覧等の処理をしたが、検査結果關係書類の保存期間が3年と定められていたことから、本件の検査結果關係書類を廃棄したと考える。

なお、センター病院の文書件名簿や保存文書を検索し、今回改めて、センター病院内の書庫等を探索したが、本件の検査結果關係書類の存在は確認できなかった。

(I) 申立人は、本件立入検査後にセンター病院が行った3回の再調査に関する文書の開示を求めている。3回の再調査とは、本件立入検査後に申立人から出された質問状等に対し、センター病院が行った回答と解し、当該回答や情報公開に係る起案文書を特定した。

本件の問題について、センター病院は医療法に基づく検査業務を所管していない。申立人の求める再調査と解する文書は、今回特定した文書であり、それ以外に文書は作成していない。

イ 当審査会は以上を踏まえ次のように判断する。

(ア) 当審査会が本件個人情報を見分したところ、個人情報 1 及び個人情報 2 は、前記(1)で述べたセンター病院と申立人とのやり取りの経緯のなかで、申立人からの質問、要請、情報公開請求等に応じ、センター病院が作成した起案文書であり、本件の問題に関する申立人からの質問、要請、情報公開請求等に対応するため、センター病院の見解、方針等を記載した施行政案が添付されていることが認められた。また、個人情報 1 の(2)、(3)、(5)及び(7)から(9)まで並びに個人情報 2 の(1)の起案文書には、関係資料として申立人からの要請書、質問状等の写しが添付されていることが認められた。

さらに、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書は、個人情報 2 の(2)から(5)までの起案文書を除き、起案時に定めた保存期間及び廃棄年度が経過していることが認められた。

(イ) 前記(1)で述べたセンター病院と申立人とのやり取りの経緯、前記アの実施機関の説明並びに個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書の内容を併せ考えると当審査会としては、本件請求に対し、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書以外に文書は保有していないとしてこれらの起案文書を特定したとする実施機関の主張は不合理であるとはいえないと考える。

(5) 個人情報 3 の不存在について

実施機関は、個人情報 3 は保有していないと主張している。

前記(4)のとおり当審査会としては、本件請求に対し、個人情報 1 及び個人情報 2 の起案文書以外の文書は保有しないとする実施機関の主張は不合理であるとはいえず、そのほかに個人情報 3 の存在を認めることはできない。

(6) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人情報 2 に記録されている個人印の印影について、本号に該

当するとして非開示としている。

ウ 個人情報 2 に記録されている個人印の印影については、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものであることから、本号本文に該当し、本号ただし書のいずれにも該当しない。

(7) 条例第22条第5号の該当性について

ア 条例第22条第5号では、「開示することにより、人の生命、身体、財産等の保護その他の公共の安全の確保及び秩序の維持に支障が生ずるおそれがある情報」については、当該保有個人情報を開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、個人情報 2 に記録されている弁護士印の印影について、条例第22条第4号の該当性について主張しているが、当審査会としては、当該印影についてについて次のように判断する。

ウ 個人情報 2 に記録されている弁護士印の印影については、これを開示すると、第三者に偽造されるなどして当該弁護士の財産権が侵害されるおそれがあることから、本号に該当する。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が個人情報 1 を特定して開示とした決定、個人情報 2 を特定して一部開示とした決定及び個人情報 3 を存在しないとして非開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

別添 1 個人情報一覧

1 個人情報 1 一覧（実施機関が本件処分により特定し、開示としたもの）

- (1) 特定個人のカルテ公開に関する父親からの病院長あて質問状に対する回答について（平成13年度大市医第260号）
- (2) 特定個人のカルテ公開に関する父親からの病院長あて質問状に対する回答について（2回目）（平成13年度大市医第294号）
- (3) 診療録の訂正について（平成15年11月20日起案）
- (4) 市長への手紙に対する回答について（平成17年度市運第180-1号）
- (5) 個人情報の全部開示について（平成17年度市運第433号）
- (6) 市長への手紙の回答について（平成18年度市運第307号）
- (7) 個人情報の全部開示について（平成18年度市運第313号）
- (8) 個人情報の全部開示について（平成18年度市運第314号）
- (9) 質問状への回答について（平成18年度市運第655号）
- (10) 緑区選出市議からの照会について（平成19年度セ医第543号）
- (11) 緑区選出市議からの照会について（平成20年度セ医第753号）

2 個人情報 2 一覧（実施機関が本件処分により特定し、一部開示としたもの）

- (1) 平成16年8月11日付質問状について（平成16年度大市運第191号）
- (2) 患者対応に関する弁護士への委任契約について（平成19年度セ医第800号）
- (3) 患者対応に関する弁護士への委任契約について（平成20年度セ医第745号）
- (4) 患者対応に関する弁護士への委任契約について（平成21年度セ医第733号）
- (5) 患者対応に係る委任契約について（平成19年度セ医第127号）

3 個人情報 3 一覧（実施機関が、本件処分により非開示（不存在）としたもの）

- (1) （健福局健安部医安課が市大病院に）立ち入り検査事務の11項の内の6項～11項を内部調査指示し市大病院が実施した事務に同局側（都経局）が関与事務した上記のNO. 1、2、3の事務規則、規則に則った起案決定と決裁
- (2) （立入検査結果に基づく）処分決定書発布に至る事務処理の起案の構成の3部分、ア、イ、ウの資料・文書の全て
- (3) （立入検査事務に関し）（市民局の総務課、庶務係、広聴相談課が事務した）指示した資料、文書の3部分の全て
- (4) （立入検査事務に関し）（市民局の総務課、庶務係、広聴相談課が事務した）調整、協議、打合せ議事した資料・文書の3部分の全て
- (5) 立ち入り検査の事前の情報提供違反、6項～11項を内部調査施行を市大病院が実施違反しながら、その検討、調査、稟議、議事した事務施行、文書取扱い処理施行した3部分のア、イ、ウの資料文書の全て
- (6) （1、2、3、4、Aに対して市民局側、健福局側が指示実行したこと、市大

病院が実行した) 内部調査

- (7) 都経局側の別ルート施行処理・・・その検討、調査、稟議に関する3部分のア、イ、ウの資料文書の全て
- (8) (弁護士関与に関し)総務局側との3部分の上記事務処理の全て
- (9) 総務局、総務課、大学調整課と局長、課長ら歴代に12年以上の・・・50人に及ぶ、その引継ぎ事務処理の検討、協議、稟議、調査、議事に関する引継ぎ事務処理の検討、協議、稟議、調査、議事に関する引継ぎ事務文書と事務施行、資料文書等処理の3部分のア、イ、ウの全て
- (10) 12年間、都経局が市大病院に事務、文書取扱い事務施行処理した3部分のア、イ、ウの全て
- (11) 医師らと栄養士との給食に関する検討協議内容の全て
- (12) 形成外科、脳神外科の各医師団が検討、協議した件、及びその後その診察、検査、加療の医療行為をしなかった件、並びに診療記録等を記載せず文書事務しなかった全て
- (13) 、 の事実を 、 が再検査、診療、加療を紹介、案内、依頼を全くしなかった全て
- (14) 申立人が別途裁判した証言(人)台で回答証言を同医師(特定医師)が事務実行したことの根拠となる6主文の全て
- (15) 6、A、B、Cの12年の各全担当の引継ぎ処理の6主文の全て
- (16) 6.旧、横浜市立大学と同大附属市民総合医療センター、新公立大学法人同センターが事務施行した上記の1, 2, 3, 4, 5に関するNo1, 2, 3の事務規則、規程に則った起案、裁決の資料文書、処分決定文書の起案の構成規定の3部分のア、イ、ウの全て(平成10年10月9日から平成22年度約12年分)及び6の所管部署は歴代担当した関与各位下記とする D. 6. A, B, Cの12年の各全担当の引継ぎ処理の6.主文の全て(病院長及び管理部長の事務引継に関して作成した書類)

別添 2 本件請求項目一覧

- 1 平成17年3月10付「(横浜)市長への手紙」に係る告発申立て17年5月11日付追加申立て、物証等に関する17年5月23日に実施した健福局健安部、医安課が横浜市立大学附属市民総合医療センター(旧、新公立大学法人、以下は市大病院と記す。)に立入検査事務の11項の内の6項~11項を内部調査指示し市大病院が実施した事務に同局側が関与事務した上記のNo1.2.3の事務規則、規程に則った起案決定と決裁及び処分決定文書発布に至る事務処理の起案の構成の3部分、ア.イ.ウの資料・文書の全て
 - A 及び市民局の総務課、庶務係、広聴相談課が事務した
、指示した資料・文書の3部分の全てを含む
、調整、協議、打ち合わせ議事した資料・文書の3部分の全てを含む
 - B 上記の1、A、
は市大病院側に再度確認され全ての告発申立て、追加申立て、物証資料文書等も一括して収集して今回の情報開示をされよ。
- 2 平成17年暮期、18年度期、19年3月末期までに市大病院が、3回再調査、確認し施行した事務及び文書事務の処理の3回の3部分の全て及び1.A.Bに係る3回の3部分の全て
- 3 上記の1.2を内部調査施行、3回再調査施行したこと及び別ルートで都経局を介して事務処理して6項~11項を立入検査から除外したことは総務局側局長らが厚労省医政局側の伺い回答を得て、立入検査前に上記1.に関する資料文書、物証等を情報提供してはならない。また11項目は全て立入検査すべき対象であると回答され医療法(医師法を含む)と医療監視要綱、医療監視(立入検査)実施方法等の見直しについての法律法令、通知規定等に重大違反したこと、「立入検査時に医療行為、診断書作成を院長(医師)指示で(約4年間)拒否した」事実と嘘説明主張、文書主張が(健福局医安課、南区福保センターが後追い調査しなかったことも違反も有り)、申立人側が後追い調査して(市大病院が障害更生相談所に3項メモ書で電話確認したら「同所が拒否してよいと応諾したから拒否続けた。」との回答も応諾も一切していないこと、個人患者の関与回答できない法令規定が有り応諾していないと)証明文書を同所、所長が発布した証拠があることで悪質な嘘説明主張したことは、法律法令違反であり、医療法第74条第2号規定に則って司法当局に厳格に告発すべきとの法論拠と厚労省側回答もある。

以上の事実関係、法論拠を踏まえて、市大病院、都経局の大学調整課、総務課各長、横浜市と市長らは医業医療行為の管理・監督者の法律法令義務が課してあり「知らなかった。事務処しなかった。」で済む問題ではないので、上記の1.2に関係した本3項を事務施行、文書取扱い施行処理した3部分のア.イ.ウの資料文書の全て(インフォームドコンセント拒否を含む)及び1.A.B.2.3(A.Bに係る)3部分.ア.イ.ウの全て
- 4 上記の1.2.3に関して重大問題として訴え申立てた

- A 下顎骨手術部位、医療行為等を原因とする市大病院医師が〔高度障害（そしゃく機能）診断書を平成15年11月6日付で、症状固定日12年期と発布したが〕息子にこの後遺症を上記原因で医療過誤した項目、物証等多を市民局、広聴相談課と健福局医安課から2所管部署からの指示及び立入検査の事前の情報提供違反、6項～11項を内部調査施行を市大病院が実施違反しながら、その検討、調査、稟議、議事した事務施行文書取扱い処理施行した3部分のア・イ・ウの資料の全て
- B 上記の1.2.3.4.Aに対して市民局側、健福局側が指示実行したこと、市大病院が実行した内部調査、3回再調査及び都経局側の別ルート施行処理は全て法律法令に基づく実施権限が無いと厚労省の法論拠見解、解釈の回答をしたが、都市経営局側と市大病院側は、この事務施行、文書取扱い事務処理したその検討、調査、稟議、議事に関する3部分のア・イ・ウの資料文書の全て（下記のNo9.B.含む）
- C 上記の1.2.3.4について総務局側（市議員を含む）から調査議事を3年間施行した経過中（平成19年暮から平成22年度まで）に市大病院が応じて説明主張した件の事務施行、文書取扱い事務処理したその検討、調査、稟議に関する3部分のア・イ・ウの資料文書の全て
- D 上記のCを総務局側、市議員らが調査議事した際に市大病院側が「（申立人が参加拒否をし弁護士を委任契約して対処するとしその後の同局側と調整・議事施した確認で）市大病院側は委任契約した弁護士に一任してその後の調整議事と聴取り調査施行には一切拒否する。」とした弁護士関与を含む検討、稟議、協議、議事に関する3部分のア・イ・ウの事務施行、文書取扱い事務処理した全て及び総務局側との3部分の上記事務処理の全て
- E 市大病院、院長が平成12、13、14年期に「（申立人の質問状に対し内部調査施行して）質問回答書、第1.2回目」を発布した件の事務施行、文書取扱い事務処理したその検討、協議、稟議、調査、議事に関する3部分のア・イ・ウの資料・文書の全て
- 5 上記の1.2.3.4全項と枝項は総務局、総務課、大学調整課と局長、課長らの歴代に12年以上の（市長歴代には法律法令規定に課す地方公務員法、条例、制度規定、規則、規程、服務倫理規則、規定、事務分掌規則、及び横浜市と公立大学法人市立大学（旧含む）にも上記を法律法令根拠を課し、両者は契約文書を交わして大学病院には、医業と医療行為に関する規則、規程、事務分掌規則等も発布しているし、医業経営の利益共同の関係もあり、地方自治法上の責務の義務、罰則規定の法律法令根拠が有るので、その法論拠からしても、この経過期間中の）全項、枝項の事務施行、文書取扱い規則、規程等に則った引継ぎ事務を厳正に正しく歴代に移譲し迅速に事務処理施行する旨を課してあるので各々約50人に及ぶ（歴代市長への報告、起案、決裁と処分決定書を含む）その引継ぎ事務処理の検討、協議、稟議、調査、議事に関する引継ぎ事務文書と事務施行、資料文書等処理の3部分のア・イ・ウの全て
- A 上記の5.の12年間、都経局に市大病院（旧・新）に事務、文書取扱い事務施行処理した3部分のア・イ・ウの全て

6 旧、横浜市立大学と同大附属市民総合医療センター、新公立大学法人同センターが事務施行した上記の1.2.3.4.5に関するNo1.2.3の事務規則、規程に則った起案、裁決の資料文書、処分決定文書の起案の構成規定の3部分のア.イ.ウの全て（平成10年10月9日から平成22年度約12年分）及び6.の所管部署は歴代担当した関与各位下記とする。

A 同市立大学（新、旧）と理事長分全て

同じく、管理局、部、課長分全て

同附属大学病院と院長分全て

同じく管理部、総務課、医事運営課、係長分全て

同じく、救急医療センター部、課、係長、医師各位分全て

同じく、～の平成10年10月9日から転院同年月26日までの入院中に手術後意識回復した直後から診療録に記載する「全粥を摂取させた。」医師らと栄養士との給食に関する検討協議内容の全て

平成10年10月9日以降の診療録に（記録に）記載する痛み、痺れ等主訴し、食べこぼしが有る。」等を形成外科、脳神外科の各医師団が検討、協議した件、及びその後その診療、検査、加療の医療行為をしなかった件、並びに診療記録等を記載せず文書事務しなかった全て

転院前に横浜総合病院に両科医師団が紹介状3通を発布したが、～の事実を、～が再検査、診察、加療を紹介、案内、依頼を全くしなかった全て

上記の1.～6のA.～に係る問題と平成15年11月21日付市大病院、院長が発布した訂正文書の事務施行文書事務取扱い施行処理した全て

B 並びに平成17年6月16日付発布で南区、福保センターが市大病院側（旧・新）に対する処分決定書発布で同市大病院側が3回再調査施行した事務施行、文書取扱い事務施行した処理の3回分の全て

加えてその処理で3回分の処分決定書発布で「（調査確認したら）全て何ら問題はない。全て適切に処理した。」と主張した根拠となる6.主文の全て

C 市大病院側（旧・新）及び特定医師が医業、医療行為の6項（1～5項、枝項を含む。）とA.B上記の全てに係る部分の申立人家族に「手術は成功した。」と説明したこと息子にした医療行為、症状、診断所見等につき、申立人が別途裁判した証言（人）台で回答証言を同医師が事務実行したことの根拠となる6.主文の全て

D 6.A.B.Cの13年の各全担当の引継ぎ処理の6.主文の全て

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成23年9月15日	・実施機関から諮問書及び処分理由説明書を受理
平成23年9月22日 (第192回第一部会) 平成23年9月27日 (第199回第二部会) 平成23年10月7日 (第126回第三部会)	・諮問の報告
平成23年10月18日	・異議申立人から意見書を受理
平成23年11月2日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成23年11月11日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成24年2月9日	・異議申立人から意見書(追加)を受理
平成24年4月12日 (第204回第一部会)	・審議
平成24年4月26日 (第205回第一部会)	・異議申立人の意見陳述 ・審議
平成24年5月17日 (第206回第一部会)	・審議
平成24年5月31日 (第207回第一部会)	・実施機関から事情聴取 ・審議
平成24年6月14日 (第208回第一部会)	・審議
平成24年6月28日 (第209回第一部会)	・審議
平成24年7月12日 (第210回第一部会)	・審議
平成24年7月26日 (第211回第一部会)	・審議